

## 1 個人情報保護法とプライバシー侵害の関係について

- ・ 両者は本来は守備範囲が異なる。個人情報保護法上は、不適正な取得の禁止や、利用目的の通知・公表を求めるものの、取得自体はあまり厳しい規制がない。このため、個人情報の取得について、個人情報保護法上では直ちに問題ではなくても、プライバシー侵害となるおそれがある点に注意が必要。
- ・ 個人情報の「公表」だけでなく、「取得」自体もプライバシー侵害として問題となることがある。さらに、いろいろな情報を統合して処理するということにより、個別の取得行為時には問題のなかった行為が違法になることがあるのではないか。
- ・ 先般の個人情報保護法の改正プロセスの中でも(改正には最終的に反映されなかったが)、一定の情報を集めてプロファイリングを行うことについての問題が指摘された。

## 2 視聴履歴の同意について

### ① 適切な理解に基づく同意の必要性

- ・ 従来、テレビは一方性のメディアであったことから、情報を取得されていることに係る一般の視聴者の認識が乏しく、注意喚起が必要。
- ・ 視聴履歴を取る目的の機能が機器に付加されていること自体が視聴者に知られていないなら、情報を盗んでいることになるのではないか。

### ② 世帯同意による問題点

- ・ テレビは世帯単位で視聴されるため、実際に同意をした人以外の視聴履歴も取得される。同意をした人以外からも情報を取得していることについて、透明性の確保が課題。

## WG(第1回)における主な御指摘②

### 3 匿名加工の水準について

- 匿名加工情報について、具体的な内容の検討に基づく基準がないまま、運用がスタートしてしまうと、視聴者の予測を超えた形でデータが流通し、他のデータとのマッチングにより禁止されている再識別化のおそれも出てきてしまう。

### 4 個人情報保護と利活用のバランス

- 改正個人情報保護法は、要配慮個人情報を除けば、利活用しようという方向性にある。視聴履歴は要配慮個人情報には当たらないことを踏まえ、あまりに過度な保護に偏るものではなく、利活用も想定しながら、一番適切な規律を考えることが必要。
- 視聴者のプライバシー保護も大切だが、通信の匿名性、即時性、双方向性を活用して放送と通信を融合させた多くの視聴者が本当に望む放送番組の提供が可能となるような新しい仕組、サービスが登場することを期待。

### 5 ガイドラインとガイドライン以降に検討すべきものの切り分け

- 同意の取り方一つでも、事業者の態様に応じた事例を示すことが望ましいものの、放送分野ガイドラインにはそこまで書けない。ガイドラインで一番基本的なところ、より詳細な部分は別の段階で書くというようなスタンスが大事ではないか。
- 放送部分野ガイドラインでは基本を押さえる一方で、放送に視聴履歴に係る細かい部分等は、通信分野のスマートフォンプライバシーイニシアティブや位置情報レポートに近い形での追加的なものを考えるべきではないか。